

いきいき



さくらんぼ食育事業



地元の基幹作物のさくらんぼ、特に紅秀峰のおいしさを知ってほしい、そして、地域の魅力をさくらんぼを通して感じてほしいと、平成28年5月27日、市立なか保育所みいずみ分園で、農業委員会として初めてのさくらんぼの食育事業を実施しました。

内容は、市とJAさがえ西村山が合同で作成した紙芝居「べにちゃんちのしゅうほうくん」の上演とさくらんぼにちなんだクイズの出演、パック詰め体験、そして、さくらんぼ、さくらんぼのジャム、さくらんぼの花のはちみつを試食で、園児たちはとても楽しそうに参加していました。

最後に園児たちからお礼の歌のプレゼントがあり、有意義な食育事業となりました。

農地を転用 するときは、 農地法の許可 が必要です。

● 農地転用とは

田や畑を農地以外のものにする事です。工事のための仮設用地のように一時的に用途を農地以外のものにし、事業完了後に農地を復元する場合（一時転用）も含まれます。一般的には、農地の区画形質に変更を加え、住宅や工場、道路、植林等の用地にする場合が該当します。農地の区画形質に手を加えないで、そのまま資材置き場や公園の緑地、保安用敷地にするなど、農地を耕作の目的に供さない状態にする場合も農地転用に当たります。農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。

● 農地転用の許可基準

立地基準（農地区分）と一般基準により転用の可否が判断されます。※下表参照

● 立地基準 ●

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地 (寒河江市には無)	市街化調整区域内の ● 農業公共投資後8年以内の農地 ● 集団農地で高性能農業機械での営農が可能な農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業（第1種農地の場合をさらに限定）の用に供する場合は許可
第1種農地	● 集団農地（10ha以上） ● 農業公共投資対象農地 ● 生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種農地	● 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ● 市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	● 都市的整備がされた区域内の農地（都市計画法の用途地域内等）	原則許可

● 一般基準（主なもの） ●

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ● 資力と信用があるか ● 転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか ● 遅滞なく転用されるか（具体的な計画があるか） ● 他法令による許認可が得られる見込みがあるか <p>ほか</p>
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂の流出、崩壊等災害を発生させる心配がないか ● 周辺の営農条件に支障がないか <p>ほか</p>
一時転用	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時転用後、耕作されることが確実か ● 所有権以外の権利設定か

※農地を転用して住宅や工場等を建設する場合は農地法以外にも、農業振興地域制度に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許可等が得られる見通しが無い場合は、農地転用の許可がされません。

● 申請書締切日について

締切日は毎月10日です。（締切日が閉庁日の場合は、その前の開庁日です。）
締切日以降の申請は、翌月分の扱いとなりますのでご注意ください。

違反転用したり許可どおりに転用しなかったら… 原状回復等の命令、 罰則の適用があります。

許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令がされる場合があります。罰則の適用もあります。
違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

農地転用の法律上の扱い

- 農地法第4条第1項 権利の設定移転を伴わない農地転用、自己転用を言います。
- 農地法第5条第1項 農地を農地以外のものにするため、所有権又は使用収益を目的とする権利（賃借権、使用貸借による権利など）の設定、移転をする場合を言います。

農業委員会活動の様子

さくらんぼ園地見学会



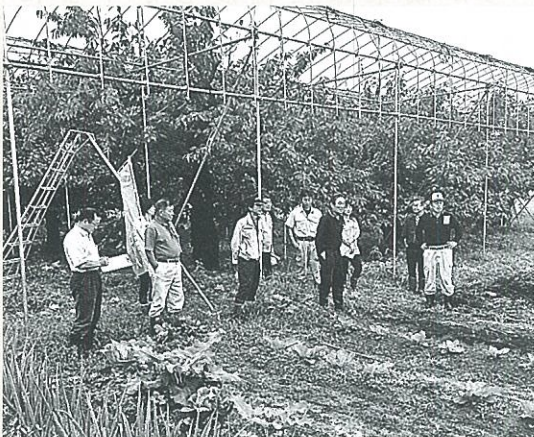
紅秀峰加温ハウス



5月25日(水)午後1時より、農業振興常任委員会でさくらんぼ園地見学会を行い、今年のおさくらんぼの状況や、これからの課題等について検討しました。

8月下旬から農地パトロールを実施します

今年度も8月下旬から、農地パトロール(利用状況調査)を行います。農地の適正な管理をお願いします。



【農地パトロールの様子】

活躍しています！女性農業委員



6月2日(木)と6月5日(日)の2日間で行われた市農林課主催のさくらんぼ箱詰め作業研修会(定員90名、参加90名、延べ3回)に、女性農業委員の菊地ひとみ、菊地弘美の両委員が講師として招かれ、参加者にフードパックやパックバラ、化粧詰めを指導しました。大変好評でした。



6月8日(水)天童ホテルで開催された、第8回山形県女性農業委員の会通常総会及び山形県女性農業委員等特別研修会に寒河江市農業委員会から菊地ひとみ委員、眞木早百合委員が出席しました。特別研修会では他市町村の女性農業委員と活発な意見交換等を行いました。

全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は全国農業会議所が、農業者の視点で発行する週刊の農業総合専門誌です。ぜひ、ご購入ください。

月4回金曜日の発行で、購読料は、月700円(税込)です。

お申し込みは農業委員会(86-2111)までお願いします。

いきいきレディー

インタビュー



ふる里へ山形の味を届ける

菅井 ちあき さん
(白岩：32歳)



白岩（地福田）の菅井知明さんは、就農4年目の若手農家で、ご主人の英彦さんと共に水稲、果樹（さくらんぼ、すもも、ラ・フランス）、枝豆等の複合経営を行っています。知明さんは、結婚を機に農業を始めたそうですが、市内の農園で働きながら、家の農業を手伝っているそうです。福岡県出身の知明さんは、ふる里へ足を運び山形の味を売り込み、福岡の産直施設等で自分たちの作るさくらんぼ、ラ・フランス、枝豆等の販売をしているそうです。



反応はと尋ねると、「まだ、知名度を上げている最中で、今のところ一番手ごたえを感じるのには枝豆の『秘伝』です。」ということでした。収穫した作物の発送作業をしている時に楽しいと感じるそうです。

ただ、「今年から園地が増

えて夫婦2人で仕事をこなす事が大変になってきています。」と苦笑いしていました。「これからは、今作っている作物をしっかりと作り、いいものにして、加工にも取り組んで冬の収入につなげたい。」と、笑顔で話してくれました。
(眞木早百合委員)

行政視察報告

7月28・29日に、改正された「農業委員会に関する法律」による組織再編をテーマに、本年4月から新体制へ移行した青森県平川市農業委員会へ行政視察に訪問しました。

同市は、津軽平野の南東部に位置し、平成18年に二町一村が合併して誕生した新しいまちです。人口約32000人、農家戸数は約2000戸、りんご・米・高冷地野菜が主力作物です。

冒頭、柴田博明会長から歓迎の挨拶を頂き、引き続き事務局担当者により新体制への移行までの経緯等について詳しい説明がありました。

農業委員の定数見直しの外新たに設置された「農地利用最適化推進委員」の定数と区割の設定等、時間をかけて討議を重ねたとのことでした。

寒河江市の委員からは、具体的な質問が数多く出され、活発な意見交換ができました。農業委員会に求められる役割が時代とともに変化する今、今回の研修を貴重な糧として、

来年7月の移行に備えてまいります。
(相原稔委員)



平川市役所尾上分庁舎で説明を聞く

編集後記

「今日も暑いねー」は、夏の日常の挨拶ですが、近年気象情報に、「猛烈な、記録的、数十年に一度」等の用語がでてくるのが気になります。

これから迎える収穫の秋、農作業の環境も少しずつ変化してきているようです。

日頃から色々な気象情報に注意して、災害が無いように願いたいです。
(奥山眞治委員長)